

🍀 保険商品のご案内

保険商品の種類

日本郵政グループの皆さまの福祉の増進と郵政事業の発展に寄与するため「助け合いのココロを『かたち』に」をキャッチフレーズに、保険事業の運営・サービスの提供に努めています。

22万人を超える日本郵政グループの皆さまのさまざまなニーズに応え、豊かな暮らしを応援し、生活をサポートする「退職給付保険」、「災害保険」、「社員援護保険」の3商品による総合的な保障を提供しています。



ゆとりと安心の未来へ！
3%から始める将来設計

退職給付保険 愛称 ゆうイング

加入から退職までの長期間にわたってご加入いただく商品であり、長く続けていただけるよう「ING(イング)」をつけて「ゆうイング」という愛称にし、退職後の生活の一助にさせていただきたいとの願いを込めています。



退職後に備える保険

郵政福祉が
豊かな暮らしの
応援と安心を
サポートします

住まいの保険

死亡・障害保険



「必要なとき」に備える
安心への第一歩

災害保険 愛称 ゆうホーム

皆さまの大切な財産である、住まい「ホーム」と家財を対象にさまざまな災害等に備えていただきたいとの願いを込めています。



「まさか…」に備えて
「安心」パワーアップ！

社員援護保険 愛称 ゆうライフ

万が一の死亡やケガによる入院等「まさか…」の時の備えとして、皆さまのライフプランを支えていきたいとの願いを込めています。

82.4%
退職給付保険(ゆうイング)
の加入率



退職給付保険(ゆうイング)

退職給付保険(ゆうイング)は、日本郵政グループの皆さまの退職等に備えていただく生活保障保険で、保険料払込期間に応じた保険金(退職給付金)を受け取る商品です。

平成28年度末現在で、日本郵政グループの皆さまの約82.4%の方々にご加入いただいています。

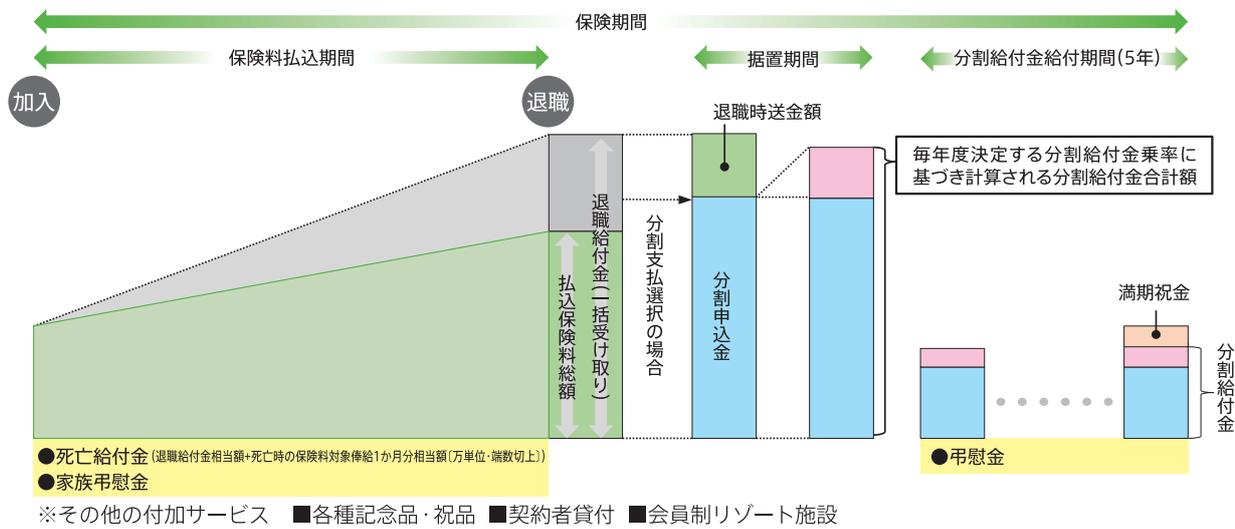
退職給付保険の大きな3つの特長

- 1 保険料は、俸給(基本給)の月額3%で、毎月の給与から控除されます。
- 2 退職給付金は、分割して受け取ることができます。
- 3 保険料払込期間中は、契約者貸付のほか提携宿泊・レジャー施設等が優待料金でご利用できます。

保険料は俸給(基本給)月額の **3%**

(内訳)
基本保険料: 保険料対象俸給の1.5%
特別保険料: 保険料対象俸給の1.5%

加入から受け取りまでのイメージ



● 保険金

- ① 退職給付金……次のア、イの合計額により算出します。
ア. 基本給付金: 保険料払込期間平均俸給月額×保険料払込期間別基本給付率
イ. 特別給付金: 毎年度決定する特別給付金乗率に基づく、特別保険料の元利合計
- ② 死亡給付金……退職給付金相当額+死亡時の保険料対象俸給1か月分相当額(万単位・端数切上)
- ③ 家族弔慰金……配偶者および満18歳未満の子どもが死亡した場合に1万円(保険料払込期間中に限る)
(退職給付金を分割受け取りにした場合)
- ④ 満期祝金……1万円(最終分割給付金支払時に加算)
- ⑤ 弔慰金……5万円(分割給付金残金に加算)

● 分割給付金(退職給付金の分割支払)

退職後の豊かな時間を応援するためのプランで、退職給付金を5年間にわたり分割して受け取ることができます。
なお、分割給付金給付期間中は、毎年度決定する分割給付金乗率に基づき計算される分割給付金をお支払いします。

● 契約者貸付(貸付限度額は、以下のすべての貸付を合算して400万円まで)

退職給付保険契約者(分割給付金受給者を除く)の資金をご用立てする貸付です。

- ・普通貸付……退職給付金の範囲内で利用できる貸付
- ・特別貸付……結婚、出産、進学、家族の葬祭、疾病、災害および住宅に関する資金の貸付
- ・特別援護貸付……特定疾患や難病により経済的負担を抱える方のための無利息の貸付

メッセージ

「入っていてよかった」の声をいただきます

毎月の給与から控除されるので、長期間しっかりと蓄えをつくることができます。退職されて実際に給付を受けた方からは「入っていてよかった」との声を多くいただいています。リゾート施設などで優待サービスがあるのも好評です。

最新の概況

経営体制について

保険商品のご案内

業績データ

法人情報



災害保険（ゆうホーム）

災害保険（ゆうホーム）は、日本郵政グループの皆さまの住まいや家財等を対象に火災、風水雪害、震災、不慮の人為的災害等に備える商品です。

災害保険の大きな3つの特長

- 1 火災以外にも、風水雪害、震災、不慮の人為的災害等を補償します。
- 2 保険料は1口10円／月（最高補償額16万円）と無理のない負担額でご加入いただけます。
- 3 ご退職後も継続してご加入いただけます。

保険料は1口につき **10円／月**

加入限度口数は 住宅**150口** 家財**50口** 計**200口**まで

● 保険の対象

- ・加入者または加入者と生計を一にする2親等内の親族が所有し、加入者が居住する住宅
 - ・加入者が所有し加入者以外の方が常時居住する住宅
 - ・加入者が居住する住宅内に収容されている、加入者等が所有する家財
- 注1 借家については家財のみ加入可能 注2 同一物件に2人以上の加入は不可



生活に合わせて火災や自然災害に備えられます
火災はもちろん、万が一の自然災害への備えとして、ご自身のライフスタイルに合わせて加入できるのが特徴です。退職後も継続してご加入いただけます。

● 保険金およびその支払事由（平成29年4月1日以降に新規契約または更新を迎えるご契約）

保険金および支払事由	補償内容	保険金額 (1口あたり)	最高補償額 (加入限度口数の場合)
火災等保険金 火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	全焼 (損害割合 70%以上)	160,000 円	32,000,000 円
	部分焼	全焼の支払額を限度として損害の額	
風水雪害保険金 暴風雨、突風、台風、洪水または降雪等により保険の対象が損害を受けた場合	全壊・流失 (損害割合 70%以上)	60,000 円	12,000,000 円
	半壊 (損害割合 20%以上)	30,000 円	6,000,000 円
	一部損壊 ^{※1} (10万円以上)	3,000 円	600,000 円
	床上浸水 ※床上浸水は原則対象外	3,000 円	600,000 円
震災等保険金^{※2} 地震もしくは噴火またはこれらが原因で生じた津波により保険の対象が損害を受けた場合	全壊・流失 (損害割合 70%以上)	25,000 円	5,000,000 円
	半壊 (損害割合 20%以上)	12,500 円	2,500,000 円
	一部損壊 ^{※1} (10万円以上)	1,000 円	200,000 円
不慮の人為的災害保険金 車両等の衝突、物体の落下または水漏れ等により保険の対象が損害を受けた場合	全壊 (損害割合 70%以上)	20,000 円	4,000,000 円
	半壊 (損害割合 20%以上)	5,000 円	1,000,000 円
	一部損壊 ^{※1} (10万円以上)	1,000 円	200,000 円
災害死亡保険金 保険契約者または保険対象である住宅もしくは保険の対象である家財を収容する住宅に居住する親族が、災害等により180日以内に死亡した場合	保険契約者本人	5,000 円	1,000,000 円
	保険契約者の配偶者	2,500 円	500,000 円
	配偶者以外の 2親等内の親族	1,000 円	200,000 円
火元失火保険金 保険対象である契約者が居住する住宅もしくは保険の対象である家財を収容している住宅内から発生した火災により、第三者に損害を与えた場合	第三者 1世帯あたり 40万円が限度	10,000 円	2,000,000 円
漏水保険金 保険対象である契約者が居住する住宅もしくは保険の対象である家財を収容している住宅内から発生した事故により、第三者に水漏れ損害を与えた場合	第三者世帯の制限 なし	1,000 円	200,000 円

※1 一部損壊については、1口あたりの額に保険契約口数を乗じて得た額と損害額のいずれか低い額をお支払いします。

※2 震災等については、総支払見込額が異常危険準備金と特別災害積立金の合計額の50%を超えるときは、その50%に相当する金額を限度として、保険証券記載の保険金額を減額してお支払いします。



社員援護保険（ゆうライフ）

社員援護保険（ゆうライフ）は、日本郵政グループの皆さまに安定した生活を送っていただくための、万が一の事故に備える商品です。

日本国内または国外において、死亡または障害状態になられた場合のほか、不慮の事故によるケガで、1日以上入院をされた場合に保険金をお支払いします。

社員援護保険の大きな3つの特長

- 1 保険加入者ご本人だけを保障する普通援護のほか、配偶者も保障対象とする特別援護にご加入いただけます。
- 2 保険料は普通援護1口60円/月、特別援護1口120円/月と無理のない負担額でご加入いただけます。
- 3 ご退職後も満65歳まで継続してご加入いただけます。

保険料は1口につき
普通援護 60円/月
特別援護 120円/月
 加入限度口数は、普通援護と特別援護を合わせて30口まで

● 保険の対象

- ・普通援護 保険加入者ご本人のみ（加入口数30口まで）
 - ・特別援護 保険加入者ご本人とその配偶者（加入口数30口まで）
- ※普通援護と特別援護の両方に加入の場合は、合わせて30口まで



ご本人とご家族を事故やケガから守ります
 事故やケガは突然やってくるもの。1日以上入院から保険金をお支払いします。また、ご本人はもちろん、ご夫婦そろって加入できるのも特徴です。

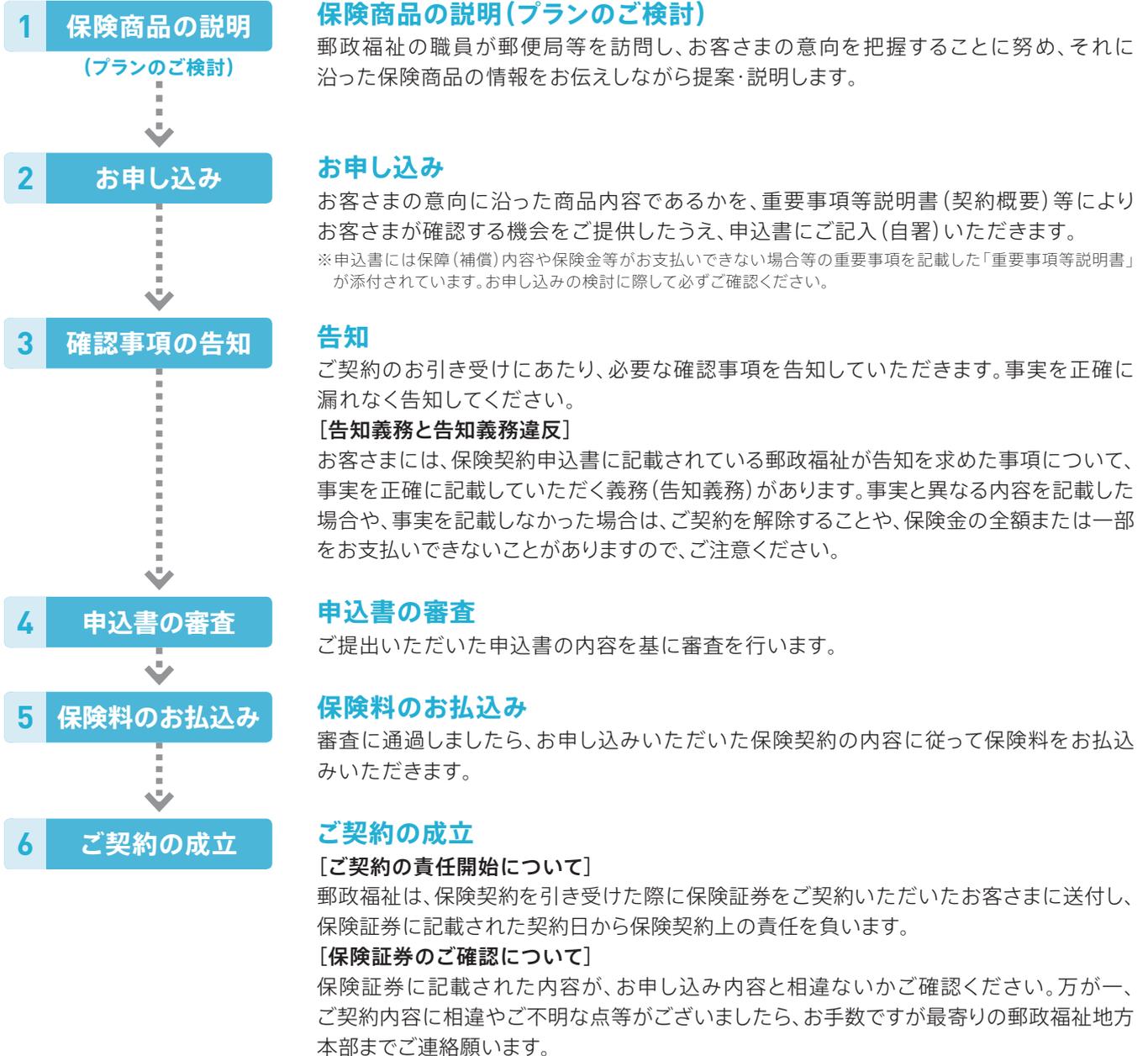
● 保険金およびその支払事由（平成29年4月1日以降に新規契約または更新を迎えるご契約）

保険金および支払事由			保険金額（1口あたり）	
			普通援護	特別援護
死亡保険金 保険期間中に被保険者*1が死亡した場合	60歳未満	250,000円	250,000円	
	60歳以上	180,000円	180,000円	
事故等死亡保険金*2 保険期間中に被保険者*1が不慮の事故を原因として事故の日から180日以内に死亡もしくは特定感染症を直接原因として死亡した場合		200,000円	200,000円	
障害保険金 保険期間中に被保険者*1が傷害またはかかった病気により労働者災害補償保険法に規定する1～5級のいずれかの身体障害状態になった場合	1級・2級 3級の2～4	60歳未満 180,000円	250,000円 180,000円	
	3級の1・5 4級・5級	100,000円	100,000円	
入院保険金*3 保険期間中に被保険者*1が不慮の事故により1日以上入院した場合		400円/日	400円/日	
子供死亡保険金 保険期間中に保険契約者の子（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子）が不慮の事故を原因として事故の日から180日以内（保険期間中および保険期間終了以降も含む）に死亡もしくは特定感染症を直接原因として死亡した場合		30,000円	60,000円	
配偶者死亡保険金 普通援護契約の保険期間中に保険契約者の配偶者が不慮の事故を原因として事故の日から180日以内に死亡もしくは特定感染症を直接原因として死亡、または保険期間が更新された保険契約の保険契約者の配偶者が死亡した場合		10,000円	—	

※1 特別援護の場合はその配偶者を含みます。
 ※2 不慮の事故および特定感染症により死亡された場合は死亡保険金と事故等死亡保険金の合計額をお支払いします。
 ※3 1事故通算で180日を限度とします。

ご契約のお申し込みから成立まで

お客さまには各商品の内容をご理解いただいたうえで、お申し込み内容のご確認をしていただくことが必要となります。また、ご契約後8日以内のお申し出によりクーリング・オフ(契約の解除)も可能です。



●クーリング・オフ

ご契約いただいたお客さまは、契約を申込みの日、または契約申込書(本人控)を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内に書面(郵便)によるお申し出により、契約のお申し込みの撤回、または契約の解除ができます。

クーリング・オフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いいただいた保険料を、速やかにお客さまに返金いたします。また、郵政福祉は、お客さまにクーリング・オフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

●ご加入後も「ご契約のしおり(約款等)」を大切に保管してください

ご契約のしおり(約款等)は、契約についての重要事項、注意事項等をお知らせしており、お申し込み時だけでなく、契約期間中にもご覧いただく必要のある大変重要な書類です。また、約款は、契約から保険契約終了までの取り決めを記したものであり、保険金等のお支払いや保険料のお払込みの取扱い、保険料のお払込みがなく契約を解除する場合や契約を解約される場合の取扱い等を記載しています。

📣メッセージ

お勤め先に営業担当がうかがった際には、お気軽にお声掛けください。ご契約後に届く保険証券はお客さまの保障(補償)内容を明記し、保険金や給付金の請求に欠かせない書類です。ご契約後も大切に保管してください。

保険金等のご請求から受け取りまで

退職給付保険(ゆうイング)、災害保険(ゆうホーム)、社員援護保険(ゆうライフ)とも、支払事由が発生した場合は地方本部、または郵政福祉コールセンターにて迅速・親身な対応をすることで、お客さまへ安心をお届けしています。

1 支払事由の発生

支払事由の発生

支払事由が発生した場合は、最寄りの地方本部、または郵政福祉コールセンター*までご連絡ください。

[保険金等の支払事由]

退職給付保険…ゆうイング

保険加入者が退職した場合等

災害保険…ゆうホーム

保険対象の住宅および家財が、火災や風水雪害、震災、不慮の人為的災害等により損害を受けた場合等

社員援護保険…ゆうライフ

保険期間中に被保険者が死亡した場合、もしくは不慮の事故により1日以上入院した場合等

2 書類のお受け取り

書類のお受け取り

書類一式をお渡し、または郵送します。お手続きに必要な書類については、書類と併せてお渡しするご案内文書に記載していますので、ご確認ください。

3 書類のご提出

書類のご提出

書類に必要な事項をご記入のうえ、返信用封筒でご郵送ください。地方本部にご持参いただくことも可能です。

4 支払審査

支払審査

ご提出いただいた書類を基に、支払審査を行います。

5 保険金等のお受け取り

保険金等のお受け取り

お支払いが決定した場合、速やかに手続きを行います。手続き完了後に、郵政福祉から「送金通知書」をお送りしますので内容をご確認ください。お支払いができない場合には、その理由とともにご連絡します。

※郵政福祉コールセンター

TEL.0120-216-131

受付時間/9:00~17:00

(土・日・祝日および12月29日~1月3日を除く)



お客さまに適正な保険金をお支払いするため、迅速に、ご提出いただいた請求書の審査を行っています。ご用意いただく請求関係書類に不備がありますと、お支払いまでにお時間を頂戴することがございますので、ご提出前に再度、必要書類のご確認をお願いいたします。

お客さまへの情報提供

退職給付保険(ゆうイング)、災害保険(ゆうホーム)、社員援護保険(ゆうライフ)にご加入いただいているお客さまには、保険金の請求や、加入内容の変更等を漏れなくご連絡いただけるよう、情報提供を行っています。

● 退職給付金額のお知らせ

退職給付保険(ゆうイング)にご加入いただいているお客さまには、3月末現在の「退職給付金額」を6月中に郵送でお知らせしています。また、提携しているレク・レジャー施設等の情報を掲載した『WITH YOU』、およびその施設のご利用に必要な「ゆうイングカード」も同封しています。

記載内容

- **ご加入内容**
契約年月日、保険料払込中断期間、退職給付金額
- **ご加入内容の変更やご不明な点のお問い合わせ先**



● 保険期間のご案内

災害保険(ゆうホーム)、社員援護保険(ゆうライフ)にご加入いただいているお客さまが更新の時期を迎える際に「保険契約更新のご案内」を更新月の2か月前に郵送でお知らせしています。

記載内容

- **ご加入内容**
契約番号、契約口数、保険料、払込方法、保険期間、対象物件(災害保険のみ)、所有者(災害保険のみ)、配偶者情報(社員援護保険の特別援護のみ)、保険金受取人(社員援護保険のみ)、保険金の種類、保険金額、被保険者(社員援護保険のみ)



● そのほかのお知らせ

そのほかにも、郵政福祉より、確定申告用退職給付金計算書、確定申告用分割給付金計算書をはじめ、ご加入内容に応じた各種通知をお届けする場合があります。いずれも重要な内容ですので、必ずご確認のうえ、確定申告まで大切に保管くださいますようお願いいたします。